

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン  
チェックリスト記入における補足事項  
～いじめ重大事態に対する平時からの備え～

**(チェックポイント1つ目)**

年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。

○「全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解」とは、例えば、以下のようなものを指す。

- ・全ての教職員一人一人が法や別添資料2の基本方針(抜粋)等をしっかりと通読するなど、理解を深めていること

**(チェックポイント2つ目)**

実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。

○「連携して対応できる体制」とは、例えば、以下のようなものを指す。

- ・重大事態が発生した場合は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を実施する体制
- ・重大事態が発生した際に、児童生徒、保護者、地域への予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮を実施する体制
- ・教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談することができる体制

### (チェックポイント3つ目)

学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。

○「児童生徒、保護者、関係機関等に説明している」とは、例えば、以下のようなものを指す。

- ・入学時・各年度の開始時において、別添資料2の基本方針（抜粋）に定める中核的な内容を含めた学校のいじめ防止等の対策について、児童生徒、保護者、関係機関等に説明を行うこと

### (チェックポイント4つ目)

学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。

- ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと
- ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと
- ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など

○「実効的な組織体制」とは、例えば、以下のようなものを指す。

- ・学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員だけではなく、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、外部専門家の参画により、複数の目による状況の見立てが可能である体制
- ・学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等について学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるような体制
- ・適切に外部専門家の助言を得つつも、機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担がなされている体制
- ・学校いじめ対策組織が、児童生徒及び保護者に対して組織の存在及び活動が容易に認識される取組を実施し、児童生徒・保護者にも認識されている体制

(例:全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する。)